



2023年5月12日

各 位

会社名 株式会社 ヨータイ  
代表者名 取締役社長 田口 三男  
(コード番号 5357 東証プライム市場)  
問合せ先 常務取締役本社業務部長 竹林 真一郎  
電話番号 (TEL : 072-430-2100)

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主より、2023年6月22日開催予定の第125回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 提案株主

株主名：株式会社キャピタルギャラリー

#### II. 本株主提案の内容

##### 1. 議題

(1) 剰余金の処分の件

##### 2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 1. 剰余金の処分の件

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、2021年5月13日公表の第一次中期経営計画の中で、高い収益力・高い財務健全性の維持を図りながら、ヒト・モノ・情報への投資を行い、持続的成長を支える経営基盤を構築することを基本戦略・重点施策に掲げ、収益力の維持とESG経営の推進を通じて、社会と調和し、財務価値・非財務価値を高め、持続的に企業価値を向上していくことを基本的

な考え方としております。

当該中期経営計画において、収益性と高い財務体質の健全性の維持を図りながら、企業価値を持続的に向上させ戦略投資及び株主還元への資金配分を強化することを掲げています。株主還元方針としては、連結配当性向 30%を目標とした安定的な配当の実施や機動的な自己株式取得による適正な還元を実施する旨を定めています。さらに、当社の配当方針といたしましては、安定した配当の継続を基本に、企業の財務体質の強化を図るとともに内部資金の拡充を進めつつ収益に応じた配当を行うことを基本方針としております。

また、国内市場の成熟による当社取引先の業績悪化の懸念、長期視点での耐火物の需要減退、ウクライナ情勢に伴う国際市況・需要の不透明性、足元における原材料価格の高騰、また、脱炭素、ESG、SDGsへの要請の高まり、自然災害などの多くの要因に基づき、当社を取り巻く経営環境や社会情勢は目まぐるしく変化しており、当社の中長期の資金配分を考える上では、株主還元の手法に関しても、より柔軟な対応が望ましいものと考えております。

当社は、上記方針に基づき、2023年5月12日に、2023年3月期の一株当たり年間配当金を前期比2円増配の45円と予定する旨を公表しております。このように、当社は、2014年3月期以降、年間の配当金は一株当たり9円から45円まで引き上げることにより、株主の皆様のご期待に応じてまいるとともに、2023年3月期中に約15億円の自己株式取得を実施しており、その結果2023年3月期の総還元性向は、80.5%となる予定です。

当社としては、前述の通り、第一次中期経営計画を実現することで、高い収益性と高い財務体質の健全性の維持を図りながら、企業価値を持続的に向上させ、戦略投資及び連結配当性向30%を目標とする安定配当の実施や機動的な自己株式取得による株主還元への資金配分を強化し、株主をはじめステークホルダーの皆様のご期待に応じてまいりたいと考えております。

なお、当社は、2023年5月12日に、2024年3月31日までに総額15億円または150万株を上限とする自己株式取得を行う旨を公表しております。

提案株主の求める、期末配当金を一株当たり100円とした場合、中間配当金一株当たり20円と合わせた年間配当金は一株当たり120円、配当性向は79.6%となり、提案株主の求める提案は、利益の大半を配当のみにて株主還元すべきというものです。また、2023年3月期中に当社が実施済みの自己株式取得と合わせると、総還元性向は130.1%であり、このような提案は上記当社の方針に沿うものではありません。

したがって、当社取締役会としては、剰余金の処分に関する本議案に反対いたします。

以 上

(別紙.「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

1. 株主総会の目的である事項

(1) 剰余金の処分の件

2. 議案の要領及び提案の理由

(1) 剰余金の処分の件

ア 議案の要領

当社の利益剰余金から、2023年3月期の期末配当金を以下のとおり配当する。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

金 100 円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額 (本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金 100 円)

(ウ) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和 5 年 6 月 22 日

イ 提案の理由

本提案書作成日現在、当社株価の PBR は 1 倍前後と、かつてのような市場価格における割安感は無くなりつつある中、当社は令和 5 年 4 月 7 日付けにて、同年 4 月 28 日を予定日とする自己株式消却についての IR を発表しており、これについては株価水準維持の観点において一定の評価ができる。

然しながら、今後再び自己株式取得を継続し、流動性と PER 低下による株価の持続安定を図るよりは、自己株式の消却を行うとともに、今後の自己株式取得を抑制したうえで配当性向を高める施策を採る方が、より経済合理性に叶った株主還元的手段と考えられる。よって、今後の株主還元については、PBR1 倍を超えている場合、自己株式取得によらず増配によるべきであると考え本提案を行うものである。

以 上